

2023 年度
(令和 5 年度)

自 2023年(令和5年)4月 1日
至 2024年(令和6年)3月 31日

事業計画書・資金収支予算書

社会福祉法人 地 の 星

社会福祉法人地の星

「本部」

1 法人基本理念

〈共に生き、寄り添う支援〉

社会福祉法人地の星は、その前身であるベロニカ苑の創設理念を継承し、キリストが弱い立場の人々に寄り添ったように、ハンディを持つ人々と共に生き、一人ひとりのかけがえのなさとして人間の尊厳を大切に、すべての人が安心して平和に暮らすことができる地域社会づくりに貢献します。

2 スタッフの行動指針

1、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、人権を守ります。

1、それぞれの可能性を信じ、個性や主体性を大切にします。

1、市民の一員として、社会参加・経済活動ができるよう積極的に支援します。

1、利用者とスタッフは、人間としての上下関係がなく、共に日々活動します。

1、スタッフは、それぞれの専門性向上と自己点検を怠らず、研鑽に励みます。

(注) スタッフとは、地の星で働く全職員です。

3 2023年度の方針

(1) 法人理念に沿い、一人ひとりの利用者の現在・未来を大切にする支援を引き続き行う。

① 利用者の心身の健康状態を把握し、感染症等の予防対策を強化する。

② 利用者・ご家族・スタッフの高齢化に取り組む。

・利用者：一人ひとりの状況を把握し、可能性を大切にする支援をしていく。

・ご家族：面談等を通じて相談できる関係を構築していく。

・スタッフ：経験を活かし、長く続けられるよう体力に応じた働き方を提供し、若いスタッフと協力して利用者支援を行っていく。

③ 第三者評価の受審結果を全スタッフで共有し、よりよい支援に繋げていく。

④ 利用者の通院支援や余暇活動支援の充実と各家庭の負担減を目指し、ヘルパー事業所の開設を目指す。

(2) 環境に最大限配慮した生活を目指す。

① 省エネルギーに徹し、皆で使う備品・消耗品を大切にする。

② 地の星で使用する食材（食事用・販売用）は、できる限り添加物を避け安心安全なものを選ぶ。また日用品・消耗品なども衛生面で使い捨てとなるものを除き、再生可能な物や廃棄後有害物質の出ないものを使用する。

③ 整理・整頓・清掃・清潔を保ち習慣にしていける。

・整理：必要な物と不要なものを判断し、不要な物は処分する。

・整頓：必要な物をすぐ使えるよう、物を置く場所を定め、数量が分かるようにする。

・清掃：目に見える箇所の掃除と設備の点検を行う。

・清潔：目に見えない部分も含め洗浄や殺菌をし、衛生管理をする。

・習慣：ルール通りの行動を継続していく。

(3) スタッフの定着支援を行っていく。

- ① 3種類の処遇改善加算を申請・取得し、スタッフの賃金引上げに努める。
- ② 残業がなくなるよう業務の見直しを行い、休憩が取れる職場環境にしていく。また、スタッフ同士の良好なコミュニケーション作りや個人面談等の充実を図り、ストレスチェックを実施する。
- ③ 新スタッフ採用に向け、福祉学科のある大学や専門学校等の訪問をし、就職指導担当者との関係を深める。また地の星ホームページで人材募集情報の充実を図る。
- ④ スタッフの国家資格取得取り組みの支援をする。

(4) 経営基盤の強化

- ① 経営会議委員を増員し、運営会議と名称変更する。
- ② 虐待防止・感染症対策・防災・BCP等の専門委員会はスタッフ主体とし、取り組みを全スタッフで共有し強化する。
- ③ 責任者への連絡・報告を強化し、コンプライアンスを徹底する。
- ④ 資金収支がマイナスとなっている事業の見直しを行い、対策を実施する。
- ⑤ 日頃の活動や法人内の資金収支などをホームページ等で的確に情報開示する。
- ⑥ 地の星の財政を支える後援会の活動を応援し、協力する。
- ⑦ 中長期計画（事業及び資金）を策定する。

(5) 地域における公益的な取り組み

- ① 地区委員会など地域の活動グループへの参加を通し、地域の必要なニーズに応える。
- ② 地域の買い物支援を継続する。
- ③ 利用者実習等を、感染症対策を取りつつ実施していく。
- ④ 中間的就労の場を提供する。

(6) 情報の公開と発信

- ① 広報地の星を年3回程度発行し、利用者の活動や法人の取り組みを知っていただく。
- ② ホームページを充実させ、できるだけ早い情報をお届けする。

4 理事会、評議員会の開催

<理事会>

- ・6月2日（金）決算理事会、次期理事・監事候補選出
- ・6月24日（土） 理事長選任
- ・11月24日（金）上半期事業報告・決算、
- ・3月8日（金）2024年度事業計画及び収支予算
- ・必要に応じて臨時理事会を開催する。

<評議員会>

- ・6月24日（土）2022年度決算評議員会、次期理事選出
- ・12月2日（土）上半期事業報告・決算
- ・3月23日（土）2024年度事業計画及び収支予算

「虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会」

人権保護の観点から虐待防止と適切な対応を図ることを目的として設置する。
法人内で発生した虐待と疑われるような事例に関しては、速やかに検証し、再発防止に繋げる。

*数年来、虐待防止委員会は研修形式で開催していたが、2022年度より「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」として開催。

開催日・・・年4回（6月、9月、12月、3月）

構成員・・・各事業所代表者で構成

内容

- ①虐待防止チェックリストの実施、及びモニタリング（フィードバック）
- ②「身体拘束等の適正化のための指針」の整備
- ③研修の企画、実施

この委員会で検討した内容に関しては、各事業所へ持ち帰り、周知していく。
また研修は、委員会翌月に実施し、年4回行う。

研修内容：身体拘束に関する事、権利擁護、アンガーマネジメント
意思決定支援、事例検討など

*研修は、看護師、ドライバーなど専門職含め、全従業員対象とする。

<身体拘束等の適正化のための指針>

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

社会福祉法人地の星（以下、「本法人」という。）は、障害者（障害児）虐待防止法の目的を理解し、利用者に安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、最上のサービス提供を目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組んでいく。本法人は以下の方針を定め、全職員に周知徹底する。

- ① 身体拘束は廃止を基本方針とする
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしない
- ⑤ 責任者でケアの本質を考える
- ⑥ 身体拘束を行わない為の創意工夫を忘れない
- ⑦ 利用者の人権を最優先に考える
- ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- ⑨ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑩ やむを得ない状況でも、利用者・ご家族に丁寧な説明を以って身体拘束を行う
- ⑪ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず「身体拘束ゼロ」を目指す

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

本法人において虐待防止及び身体拘束適正化を目的として「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を組成する。委員会のメンバーは管理者、サービス管理責任者、主任、その他必要と認められるものとする。委員会の開催は年1回以上とし、以下について検討協議を行う。委員が必要と認める場合、随時招集（開催）する。

- ① 障害者（障害児）虐待・身体拘束に関する規定及び虐待防止マニュアル等の見直し
- ② 発生した身体拘束の状況・手続き・方法について検討し、適正に行われているか確認
- ③ 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合、慎重に調査し検討及び対策を講じる
- ④ 虐待防止研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者に対して尊厳のあるケアが行われているのか検討

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ① 新任職員採用時には、事故発生防止、虐待防止 と併せて身体拘束等の適正化に関する研修を実施する
- ② 年間研修計画に基づき年1回以上、身体拘束適正化に関する研修を行う

4. 事業所内で発生した身体拘束等に関する基本方針

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みである。サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為は行わない。

※障害者虐待防止法及び児童虐待防止法において身体的虐待に該当する行為

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限する為にミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限する為に介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意志で開ける事の出来ない居室などに隔離する

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

※やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いことが要件
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件

※やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

(その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など。)

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は事業所内に掲示すると共に、ホームページに掲載しご利用者及び家族、全ての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

- (1) 身体拘束をしないサービスを提供していく為に、責任者で以下の点について十分に議論し、共通認識を持ち取り組む。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ② 事故発生時の法的責任の問題回避の為、安易に身体拘束などを行っていないか。
- ③ 利用者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ④ 障害の有無により、安易に身体拘束を行っていないか。
- ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束を必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。

- (2) 身体的拘束廃止をきっかけに「より良いケア」の実現を目指す。

- ① 言葉による拘束（スピーチロック）にも配慮して、利用者本位の真心と優しさのこもった「より良いケア」を実現する。

<リスクマネジメント会議>

- ・ 法人内で発生した事故、ヒヤリハットについて、情報収集及び分析、再発防止を目的とする。
- ・ 隔月に各事業所の会議で行い、常にリスクマネジメントを意識した支援に繋げる。
- ・ 重大な事故が発生した時には臨時開催し、速やかに再発防止に繋げる。
- ・ 小さな事故でも必ず報告書を作成。報告書は次のリスク（再発防止）で備え、毎日のフロアミーティング及び各事業所の会議にて周知する。

附則

- ・ 虐待防止及び身体拘束適正化委員会及びリスクマネジメント会議で挙げた事例等は、定期的に第三者委員に報告する。

「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」

1 趣旨

この委員会は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を講じるために設置する。感染症対策の強化に向け、委員会を定期に開催し、予防及びまん延防止措置、研修会を企画する。その内容について、スタッフに周知徹底を図る。

2 指針

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染・食中毒を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守る。

- ・ 地の星における、感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応や、感染予防対策体制を確立し、安全にサービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルに沿って適正な感染対策の取組みを行う。

3 開催日時

3ヶ月に1回定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等には必要に応じ随時開催する。

- ①委員会：4月、7月、10月、1月
- ②研修：5月、11月
- ③訓練：6月、12月

4 構成員

衛生管理者、管理栄養士、看護師、各事業者の代表スタッフ

5 内容

感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会	
感染対策義務化に向け検討が必要な取り組み	利用者支援に関する必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」の開催・指針の整備(平常時・発生時)・研修(年2回)・訓練(年2回)・新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none">・地の星感染症対策マニュアルの整備 →現状との不一致などを精査し、現状の支援体制と合致した内容にしていくとともに、より感染対策として有用な・支援現場での具体的な感染症対策への課題確認。

「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」

1 趣旨

この委員会は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を講じるために設置する。感染症対策の強化に向け、委員会を定期に開催し、予防及びまん延防止措置、研修会を企画する。その内容について、スタッフに周知徹底を図る。

2 指針

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染・食中毒を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守る。

- ・ 地の星における、感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応や、感染予防対策体制を確立し、安全にサービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルに沿って適正な感染対策の取組みを行う。

3 開催日時

3ヶ月に1回定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等には必要に応じ随時開催する。

- ①委員会：4月、7月、10月、1月
- ②研修：5月、11月
- ③訓練：6月、12月

4 構成員

衛生管理者、管理栄養士、看護師、各事業者の代表スタッフ

5 内容

感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会	
感染対策義務化に向け検討が必要な取り組み	利用者支援に関する必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」の開催・指針の整備(平常時・発生時)・研修(年2回)・訓練(年2回)・新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none">・地の星感染症対策マニュアルの整備 →現状との不一致などを精査し、現状の支援体制と合致した内容にしていくとともに、より感染対策として有用な・支援現場での具体的な感染症対策への課題確認。

「研修計画」

法人内研修

月	内容など	対応者など
4	防災及び緊急時時対策委員会 リスクマネジメント研修	事務局長・各事業所代表者 各事業所会議で実施
5	感染症等及び食中毒の発生・まん延防止委員会 リスクマネジメント研修	衛生管理者・各事業所代表者 各事業所会議で実施
6	虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会 リスクマネジメント研修	施設長・各事業所代表者 各事業所で実施
7	防災及び緊急時時対策委員会 リスクマネジメント研修	事務局長・各事業所代表者 各事業所会議で実施
8	感染症等及び食中毒の発生・まん延防止委員会 リスクマネジメント研修	衛生管理者・各事業所代表者 各事業所会議で実施
9	虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会 リスクマネジメント研修	施設長・各事業所代表者 各事業所で実施
10	防災及び緊急時時対策委員会 リスクマネジメント研修	事務局長・各事業所代表者 各事業所会議で実施
11	感染症等及び食中毒の発生・まん延防止委員会 リスクマネジメント研修	衛生管理者・各事業所代表者 各事業所会議で実施
12	虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会 リスクマネジメント研修	施設長・各事業所代表者 各事業所で実施
1	防災及び緊急時時対策委員会 リスクマネジメント研修	事務局長・各事業所代表者 各事業所会議で実施
2	感染症等及び食中毒の発生・まん延防止委員会 リスクマネジメント研修	衛生管理者・各事業所代表者 各事業所会議で実施
3	虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会 リスクマネジメント研修	施設長・各事業所代表者 各事業所で実施

<附則>

* 全体研修は、理事長及び管理者が必要と判断した場合に開催する。

各委員会から挙げた内容を事業所会議で研修として取り組み周知する。

* リスクマネジメント研修は、各事業所で発生及び起こり得るリスクの検証等を行う。

<他>

* 新入職スタッフはテキスト「はじめて働くあなたへ」のレポート提出を課し、報告をする。

* 2022年度事業報告は理事会、評議員会承認後、スタッフへ配布し、事業所の会議で責任者から報告を行う。

<外部研修>

* 理事長、管理者の推薦及び本人の希望により東社協等主催等の研修に派遣する。

オンラインでの研修も含める。

「2023年度 地の星 年間予定表」

公休123日

4月				5月				6月				7月				8月				9月			
	ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり
1	土 休日	休日		1	月			1	木			1	土 休日	休日		1	火			1	金		
2	日 休日	休日 教会販売		2	火			2	金 理事会	理事会	理事会	2	日 休日	休日 福祉フェア 教会販売		2	水			2	土 休日	休日	
3	月 入苑式	始業式		3	水 祝日	祝日		3	土 休日	休日		3	月			3	木			3	日 休日	休日 教会販売	
4	火			4	木 祝日	祝日	神社前誕生会	4	日 休日	休日 教会販売		4	火			4	金 健康診断	健康診断	健康診断	4	月		
5	水 運営会議	運営会議	運営会議	5	金 祝日	祝日		5	月			5	水 運営会議	運営会議	運営会議 神社前誕生会	5	土 休日	休日		5	火		つばき誕生会
6	木		責任者会議	6	土 休日	休日		6	火			6	木		責任者会議	6	日 休日	休日 教会販売		6	水 運営会議	運営会議	運営会議
7	金			7	日 休日	休日 教会販売		7	水 運営会議	運営会議	運営会議	7	金			7	月			7	木		責任者会議
8	土 休日	休日		8	月			8	木		責任者会議	8	土 休日	休日		8	火			8	金 総合防災訓練	清風園 総合防災訓練	総合防災訓練
9	日 休日 教会販売	休日		9	火			9	金	清風園販売		9	日 休日 教会販売	休日		9	水 運営会議	運営会議	運営会議	9	土 休日	休日	
10	月 イースター	給料日 イースター		10	水 皆勤賞 運営会議	給料日 運営会議		10	土 休日	休日		10	月	給料日	つばき誕生会	10	木 皆勤賞	給料日	責任者会議 ひかり誕生会	10	日 休日 教会販売	休日	
11	火 皆勤賞		GH会議	11	木		責任者会議	11	日 休日 教会販売	休日		11	火 皆勤賞	皆勤賞	GH会議	11	金 祝日	祝日		11	月	給料日	
12	水 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	12	金	清風園販売		12	月	給料日		12	水 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	12	土 休日	休日		12	火 皆勤賞	皆勤賞	GH会議
13	木 G長会議			13	土 休日	休日		13	火 皆勤賞	皆勤賞	GH会議	13	木 G長会議			13	日 休日 教会販売	休日		13	水 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会
14	金	清風園販売		14	日 休日 教会販売	休日		14	水 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	14	金	清風園販売		14	月			14	木 G長会議	G長会議	
15	土 休日	休日		15	月 防災訓練	防災訓練		15	木 防災訓練 G長会議	防災訓練		15	土 休日	休日		15	火 防災訓練	防災訓練	GH会議	15	金 防災訓練	防災訓練	
16	日 休日	休日		16	火		GH会議	16	金			16	日 休日	休日		16	水 施設連絡会	施設連絡会		16	土 休日	休日	
17	月 防災訓練	防災訓練		17	水 施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	17	土 休日	休日		17	月 祝日	祝日		17	木 G長会議	G長会議		17	日 休日	休日	
18	火			18	木 G長会議			18	日 休日	休日		18	火 防災訓練			18	金			18	月 祝日	祝日	
19	水			19	金			19	月			19	水			19	土 休日	休日		19	火		
20	木			20	土 休日	休日		20	火			20	木			20	日 休日	休日		20	水		
21	金			21	日 休日	休日		21	水			21	金			21	月	就労会議		21	木		
22	土 休日	休日		22	月	就労会議		22	木			22	土 休日	休日		22	火			22	金		
23	日 休日	休日		23	火			23	金			23	日 休日	休日		23	水			23	土 休日	休日	
24	月	就労会議		24	水			24	土 休日 理事会/評議員会	休日 理事会/評議員会	休日 理事会/評議員会	24	月	就労会議		24	木		神社前誕生会	24	日 休日	休日	
25	火 防災委員会	防災委員会	防災委員会	25	木			25	日 休日	休日		25	火 防災委員会	防災委員会	防災委員会	25	金 ペロニカ苑祭			25	月	就労会議	
26	水			26	金 感染症等委員会	感染症等委員会	感染症等委員会	26	月	就労会議		26	水			26	土 休日	休日		26	火		ひかり誕生会
27	木			27	土 休日	休日		27	火			27	木			27	日 休日	休日		27	水		
28	金 お疲れ様会	お疲れ様会		28	日 休日	休日		28	水			28	金			28	月			28	木 虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会
29	土 休日	休日		29	月			29	木 虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	29	土 休日	休日		29	火 感染症等委員会	感染症等委員会	感染症等委員会	29	金 お疲れ様会	お疲れ様会	
30	日 休日	休日		30	火			30	金 お疲れ様会	お疲れ様会		30	日 休日	休日		30	水			30	土 休日	休日	
				31	水 お疲れ様会	お疲れ様会		31	木 お疲れ様会	お疲れ様会		31	木 お疲れ様会	お疲れ様会		31	木 お疲れ様会	お疲れ様会					
*14日(金)~21日(金)細菌検査 *フロア会議(ペロニカ苑)				*707別家家族会(ペロニカ苑) ・フロア会議(ペロニカ苑) *個人面談(GH)				*707別家家族会(ペロニカ苑) *個人面談(GH) ・ホーム全体交流会(GH)				自治会等祭参加(ペロニカ苑・就労)				自治会等祭参加(ペロニカ苑・就労)				*自治会等祭参加(ペロニカ苑・就労) ・707別家家族会(ペロニカ苑) *2階日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) ・日帰り研修(就労) *総合防災訓練(GH) ・グループ外出(GH)			
公休10日				公休11日				公休8日				公休11日				公休9日				公休10日			

「2023年度 地の星 年間予定表」

公休123日

10月				11月				12月				1月				2月				3月			
	ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり
1日	休日 創立記念日	休日 教会販売		1水				1金				1月	冬期休暇	冬期休暇		1木			つばき誕生会	1金			
2月				2木				2土	休日	休日	ひかり誕生会	2火	冬期休暇	冬期休暇		2金				2土	休日	休日	
3火				3金	祝日	祝日		3日	休日	休日 教会販売		3水	冬期休暇	冬期休暇		3土	休日	休日		3日	休日	休日 教会販売	
4水	運営会議	運営会議	運営会議	4土	休日	休日		4月				4木				4日	休日	休日 教会販売	神社前誕生会	4月			
5木			責任者者会議	5日	休日	休日 教会販売		5火				5金				5月				5火			
6金				6月				6水	運営会議	運営会議	運営会議	6土	休日	休日		6火				6水	運営会議	運営会議	運営会議
7土	休日	休日		7火				7木			責任者者会議	7日	休日	休日 教会販売		7水	運営会議	運営会議	運営会議	7木			責任者者会議
8日	休日 教会販売	休日		8水	運営会議	運営会議	運営会議	8金		清風園		8月	祝日	祝日		8木			責任者者会議	8金	理事会	清風園 理事会	理事会
9月	祝日	祝日		9木			責任者者会議	9土	休日	休日		9火				9金		清風園		9土	休日	休日	
10火			GH会議 神社前誕生会	10金	皆勤賞	清風園・給料日		10日	休日 教会販売	休日		10水	運営会議 皆勤賞	運営会議 皆勤賞・給料日	運営会議	10土	休日	休日		10日	休日 教会販売	休日	
11水	施設連絡会 皆勤賞	施設連絡会 皆勤賞・給料日	施設連絡会	11土	休日	休日		11月		給料日		11木			責任者者会議	11日	休日 教会販売	休日		11月		給料日	
12木	G長会議			12日	休日 教会販売	休日		12火	皆勤賞	皆勤賞	GH会議	12金		清風園		12月	祝日	祝日		12火	皆勤賞	皆勤賞	GH会議
13金		清風園		13月				13水	施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	13土	休日	休日		13火		給料日	GH会議	13水	施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会
14土	休日	休日		14火			GH会議	14木	G長会議	G長会議		14日	休日 教会販売	休日	つばき誕生会	14水	施設連絡会 皆勤賞	施設連絡会 皆勤賞	施設連絡会	14木	G長会議	G長会議	
15日	休日	休日		15水	施設連絡会 防災訓練	施設連絡会 防災訓練	施設連絡会	15金	防災訓練	防災訓練		15月	防災訓練	防災訓練		15木	G長会議 防災訓練	G長会議 防災訓練		15金	防災訓練	防災訓練	
16月	防災訓練	防災訓練	神社前誕生会	16木	G長会議 防災訓練	G長会議 防災訓練		16土	休日	休日		16火			GH会議	16金			神社前誕生会	16土	休日	休日	
17火				17金				17日	休日	休日		17水	施設連絡会	施設連絡会	施設連絡会	17土	休日	休日		17日	休日	休日	
18水			神社前誕生会	18土	休日	休日		18月				18木	G長会議	G長会議		18日	休日	休日		18月			
19木				19日	休日	休日		19火				19金				19月				19火			
20金				20月				20水				20土	休日	休日		20火				20水	祝日	祝日	
21土	休日	休日		21火				21木				21日	休日	休日		21水				21木			
22日	休日	休日		22水				22金	降誕祭		神社前誕生会	22月		就労会議		22木				22金			
23月		就労会議		23木	祝日	祝日		23土	休日	休日		23火	防災委員会	防災委員会	防災委員会	23金	祝日	祝日		23土	休日 評議員会	休日 評議員会	評議員会
24火	防災委員会	防災委員会	防災委員会	24金	理事会	理事会	理事会	24日	休日	休日		24水				24土	休日	休日		24日	休日	休日	
25水				25土	休日	休日		25月		就労会議		25木				25日	休日	休日		25月		就労会議	
26木				26日	休日	休日		26火	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	26金				26月		就労会議		26火	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会	虐待防止委員 会
27金				27月		就労会議	ひかり誕生会	27水	お疲れ様会	お疲れ様会		27土	休日	休日		27火	感染症等委員 会	感染症等委員 会	感染症等委員 会	27水			
28土	休日	休日		28火	感染症等委員 会	感染症等委員 会	感染症等委員 会 神社前誕生会	28木	仕事納め	仕事納め		28日	休日	休日		28水				28木			
29日	休日	休日		29水				29金	冬期休暇	冬期休暇		29月				29木	お疲れ様会	お疲れ様		29金	お疲れ様会		
30月				30木	お疲れ様会	お疲れ様会		30土	冬期休暇	冬期休暇		30火								30土	休日	休日	
31火	お疲れ様会	お疲れ様会						31日	冬期休暇	冬期休暇		31水	お疲れ様会	お疲れ様会						31日	休日	休日	
・自治会等参加(ペロニカ苑・就労) ・グループ外出(GH) ・フロア別家族会(ペロニカ苑) ・個人面談(ペロニカ苑) ・3階日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) 公休10日				・年がはがき販売(就労) ・個人面談(ペロニカ苑) ・グループ外出(GH) 4階日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) 公休10日				・クリスマスミサ参加(就労) ・グループ外出(GH) ・クリスマス会(GH) 公休11日				・個人面談(ペロニカ苑) ・ともの会総会 公休12日				・タピオラ風12周年セール(就労) ・個人面談面談(ペロニカ苑) 公休10日				公休11日			

「給食・栄養管理」

- 1、利用者の皆さんにとって1日で一番楽しい時間であることを大切に、食事のマナーにも気を配りながら、おいしく美しい盛り付けでゆったり食事ができる環境にする。
- 2、栄養バランスはもちろんのこと、新鮮かつ安全な食材料を使い季節感溢れる献立作りをし、毎月の選択食やバイキングなど自分で選ぶ楽しさも体験できるようにする。
- 3、加工食品や添加物をなるべく使わず、素材の味を生かした調理を心がける。
不足しがちな野菜を多く取り入れられるよう、献立を工夫する。
- 4、家族会時、ご家族の試食会を行い、アンケートを実施する。
利用者の皆さんにも行事食を中心に食べたい献立のリクエストをお願いする。
- 5、グループホーム・ショートステイの食事は、地の星厨房で調理した栄養バランスの摂れた食事を提供する。
また、保温性のある食缶を使用し、各ホームで温かい食事を提供できるよう配食する。
- 6、温かい物はあたたかく、冷たい物はつめたく食事提供が出来るように、今後検討を行っていく。
- 7、ベロニカ苑で製造しているパンをランチで提供していく。年4回程度提供できるよう、パン製造スタッフ及び給食会社レパストと相談し、実施していく。

月	行事食	献立配慮	旬の食材	備考
4	始業式お祝い イースター	<ul style="list-style-type: none"> ・春の食材を取り入れる ・年度初めに改めて食事のマナー（手洗い・姿勢・箸の使い方）を見直す。 	菜の花、キャベツ さわら、たけのこ 山菜、いちご、玉ねぎ	お祝い会食
5	端午の節句		キャベツ、たけのこ 山菜、キウイ、かつお	
6		<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の発生しやすい時期なので食品の身の回りの衛生に注意をはらう。 	じゃがいも、えんどう豆 たまねぎ、ごぼう アスパラガス、	
7	七夕 土用の丑の日	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さに負けないよう、食欲が落ちない工夫をする。 ・水分を十分に補給してさっぱりとした食べやすい食事を取り入れる。 	きゅうり、トマト オクラ、レタス、なす ピーマン、とうもろこし	
8	終戦記念日	<ul style="list-style-type: none"> ・夏野菜を取り入れる。 	きゅうり、トマト、なす オクラ、レタス、スイカ ピーマン、とうがん	

9	お月見 秋分の日	・ひきつづき食中毒の発生しやすい時期なので食品衛生に注意する。	秋なす、ぶどう あなご、なし、さんま かぼちゃ	
10	創立記念日 ハロウィン	・秋の旬の食材を多く取り入れる。	さつまいも、さんま いわし、さば、りんご かき、くり、きのこ	
11			新米、れんこん さといも、さつまいも ねぎ、きのこ、かき	
12	冬至 クリスマス 仕事納め	・寒さに負けないよう体を温める献立を取り入れる。 (煮込み、冷めにくい料理)	ほうれん草、りんご みかん、だいこん ぶり、ブロッコリー	降誕祭会食
1	新春祝い膳 春の七草 鏡開き 成人のお祝い	・ボリュームのある食事を取れるように工夫をする。 (のっぺい汁や豚汁など)	だいこん、はくさい れんこん、ごぼう りんご、みかん、かぶ	
2	節分 バレンタインデー	・冬野菜や根菜類を多用する。	いわし、春菊、かぶ いちご、チンゲン菜 こまつな	
3	ひな祭り ホワイトデー 春分の日		わけぎ、いちご いよかん、さわら 菜の花、新玉ねぎ	

「健康管理」

- 1、利用者の一人ひとりが、心身ともに健康で毎日を気持ちよく過ごせることを、大切にす
る。
- 2、年に一度、利用者、スタッフともに細菌検査、定期健康診断を実施する。
(利用者定期健診は町田市誕生日月健診を利用)
また、歯科衛生指導、歯科医師検診も実施し、必要に応じたケアの促進を図る。
- 3、感染症予防対策として、1日2回の検温実施、体調把握、マスクの着用など、東京都及
び町田市の指針、地の星感染症対策マニュアルに沿って実施する。
嘱託医の巡回と助言を受けながら、状況に応じた対策を実施する。
また、37.5℃以上の発熱があった場合は、医療機関の受診を促し登苑、出勤を禁止する。
さらに、苑内で発熱等の症状が見られた場合、対応ができるまで隔離するなど、他人と
の接触を制限する。
- 4、感染症罹患が発生した場合は、東京都及び町田市の指針に従い、適切な対応をする。
また、衛生用品及び防護服や衣服などを常時確保し、ゾーニングを行い、対応者が二次
感染しない対策を講じる。
- 5、個々の健康面の課題を管理者及び看護師・栄養士・衛生管理者で多角的に検討し、生活
面の改善や医療との連携を図る。
- 6、内服薬の管理、ダブルチェックによる誤与薬の防止、看護師が毎日各フロアをラウンド
し、利用者の健康状態を把握し適宜処置を行う。
- 7、ご家庭やグループホーム等各関係機関と連絡を取り、健康の維持促進を図る。

生活介護

「ベロニカ苑」

2023年度重点目標

- (1) 報告・連絡・相談を確実にやり、縦横の連携を強化する。
- (2) 利用者の高齢化・重度化を意識した支援を心掛ける。
- (3) 業務の効率化を図り、利用者とのコミュニケーションを充実させる。

1、生活介護 ベロニカ苑 基本方針

- (1) 法人の理念（共に生き、寄り添う支援）に沿って利用者一人ひとりを尊重し、自立した日常及び社会生活を営むことができる支援をする。排泄・食事など個々に必要な介助や創作、生産活動の支援を行う。また、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を提供し、社会人としての自覚、働く喜びが高まるように支援する。
- (2) 利用者個々に応じた個別支援計画の作成と支援の手順書の更新・作成をする。行動指針を守り、それぞれの気持ちや思いを汲み上げ、必要な支援を明確にして、日々の生活が豊かになるように努める。
また、日々の振り返りを行い、支援の在り方やスタッフ間での情報共有を図る。
- (3) 生産活動は、パン製造・販売、受注作業の拡大を図り、全ての利用者に充実した作業を提供する。そして、「物を作る・売れる喜び」を感じられるよう努める。利用者工賃は、収益を工賃規程に沿って支給する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策として1時間毎に館内換気を行う。また、車両の使用前後及び療育的活動やレクリエーション等で、共同で使用するマイクや楽器、ボール等の消毒を実施する。
- (5) 利用者の心身の健康状態をご家族と情報共有する。看護師及び主治医からのアドバイスを受け、早期治療や休養ができるようにする。

2、生活環境

グループ単位で利用者を担当する。

一人ひとりの個別支援計画と支援の手順書を基本とし、全体の中で個別に支援活動を実施していく。また防災、清掃の環境整備を行い、言葉遣いなどの基本的な姿勢を再度徹底して、安心安全な生活が送れるように努める。

- (1) 自己表現 ミーティング当番や活動、行事で個々の役割を体験し、主体性・自立性を高めていく。
- (2) 生活習慣 掃除当番や昼食後の食器の片づけや手洗い歯磨き、防災訓練での避難行動を自分で行なえる力、姿勢を身につけていく。

3、行事

(1) 日帰りバス旅行

各フロアでバス旅行を実施する。行先は、各フロアの利用者との相談で決め、ランチ等も選択できる機会を設ける。状況により小グループでの外出とし、また、中止せざるを得ない場合は、各フロア内での小行事とする。

(2) ベロニカ苑まつり

内部での開催とし、各フロアで利用者が楽しめるような内容を企画する。

(3) ベロニカ苑降誕祭

との会と協力し、利用者とスタッフで楽しめる内容（ミニコンサートなど）を企画して降誕祭をお祝いする。状況によりコンサートが難しい場合は、各フロアで小行事とし、クリスマスを楽しめる内容を企画する。

4、利用者の会

利用者の意見、希望を募る場として、また利用者の自己主張する力を高める機会として、週に1回（または隔週）開催し、利用者が主体となって話し合えるよう支援する。特に、行事については、この会をもって利用者の意見を把握する。

5、家族の会

年間計画に沿ってフロア別家族の会を開催し、ご家族・ご関係者に活動の様子等を報告する。また、個別支援計画の作成やモニタリングなどその他必要に応じた個人面談も行う。

6、防災及び危機管理計画

毎月、災害に備えた避難訓練を行う。全ての利用者が避難しやすいグループ編成を行い、常に災害を想定した環境を整える。

東日本大震災にちなみ3月8日（金）帰宅訓練を兼ねた総合防災訓練を実施する。

7、苦情受付

より良いサービスを目指し、苦情対応規程に基づき、利用者やご家族からのご意見、苦情等を受け、事業や支援の見直しに反映する。

8、年間の行事

利用者の社会経験の幅を広げ、日常の活動とは異なる体験を楽しみ、仲間やボランティアとの触れ合いを深めることができるよう、年間の予定に沿って多様な行事を開催する。

9、スタッフ会議、研修

よりよい支援を提供できるよう、情報の共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図るためスタッフ会議を開催する。

専門職としての技能技術を研鑽するため、法人理念やスタッフの行動指針に基づき、利用者の重度化や高齢化への対応など重点的な支援課題を研修テーマとする。

また、自ら必要な知識などが習得できる研修に積極的に取り組む。

10、見学、実習、研修などの受入れ

今後利用に向けた実習や、特別支援学校等の在学生の体験実習を受け入れる。社会福祉法人の社会貢献の一環として学生や社会人の福祉実習を受け入れる。ただし、介護等体験は、新型コロナウイルス感染症防止のため、受け入れを中止とする。

11、ボランティアの受入れ

利用者との交流や知的ハンディのある方への理解を深めていただくことを目的として、積極的に受け入れる。

【主な活動】

療育的活動

2階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none">・毎月のカレンダーや誕生日ボード、季節の壁画等、多くの利用者が参加できる取組みを実施します。 <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none">・音楽は、朝のミーティング後、月替わりの歌を皆で歌い、カラオケは、月2回程実施します。運動では、月替わりのリズム体操や月1回程、卓球も取り入れます。その他、心身リラックスを目的としたスヌーズレンや紙芝居、体験型ゲームなどで楽しみます。 <p><u>外出レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none">・地の星周辺のウォーキングやドライブ等に参加できるようにします。また、感染症対策を講じて、少人数で図書館等の公共施設の利用の機会を設けます。
3階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none">・1階に飾る壁画作品や、季節の行事に応じた作品を制作します。・1人ひとりが楽しんで参加できる様に作業を提供します。・出来上がった作品を通して季節や行事を楽しめるようにします。 <p><u>室内運動</u></p> <ul style="list-style-type: none">・映像や音楽等を用いて、楽しみながら体を動かす機会を提供します。また、運動が苦手な方や不安な方にも、無理なく楽しく参加できるプログラムを提供します。 <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none">・紙芝居、DVD鑑賞、ゲーム、カラオケ等を行います。利用者それぞれのペースで参加、楽しく過ごせる時間を設けます。・音や光などを用いたスヌーズレンを行い、利用者のリラクゼーションとなる時間・空間を提供します。

	<p><u>外出レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュ活動の一環として、近隣公園の散策やドライブを楽しみます。また、感染症等の状況を考慮しながら、図書館等の公共施設へ出かけます。 ・公園では、ボール遊びや縄跳びなども取り入れていきます。 <p><u>音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像や音楽に合わせ、楽器を鳴らし、歌を歌います。また手遊びなどで、身体を動かし楽しめます。 ・色々なジャンルの曲を鑑賞し、興味の幅を広げていきます。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、楽器使用前後はアルコール消毒を行います。
4階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントに応じた工作、飾り作りを提供します。 ・利用者の会にてテーマを決め、1Fの壁画を制作します。 <p><u>ウォーキング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や体力、相性を考慮し、近隣の公園などでお茶を飲みリフレッシュできる活動を提供していきます。高齢化が顕著にみられるので、寒暖差のある季節には細心の注意をします。 <p><u>外出レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等で好きな飲み物などを飲む等、気分がリフレッシュできる活動を提供していきます。また、車内から景観を楽しむだけでなく、時には車外に出て散策する等、季節を体感できる外活動を提供していきます。 <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スノーブレン 音や照明などの感覚刺激空間を用いて、リラクゼーション空間を提供していきます。(週1回) ・音楽映像鑑賞 ジャンルや世代を超え、様々な音楽や映像を提供し鑑賞します。利用者、スタッフのコミュニケーションの時間を設けていきます。(週1回) <p><u>美化活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4Fフロア、エレベーター内、1Fエントランス等、出来る範囲内で掃き掃除や拭き掃除などの清掃を行います。(週1回)

*外活動ガイドラインについては、環境省における暑さ指数（WBGT）を基に行います

外活動ガイドライン

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活環境の目安	ショッピング配布	美化パトロール	外出レクリエーション
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で起こる危険性あり	車両を使用する。30分以上の炎天下を避け、木陰や車内で水分補給・休憩をとる。途中で利用者・スタッフともに交代。	中止。 車両を使用した外出レクリエーションに変更。車外は20分程度の短時間とし、水分補給をとる。	車外は炎天下を避け、20分程度の短時間とし、水分補給をとる。
厳重警戒 (28～31℃)		30分以上の炎天下を避け、木陰で水分補給・休憩をとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。
警戒 (25～28℃)	中等度以上の生活活動で起こる危険性あり	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	通常通り実施。
注意 (24℃以下)	強い生活活動でおこる危険性あり	通常通り実施。	通常通り実施。	通常通り実施。

※温度基準 (WBGT) は、「環境省 熱中症予防情報サイト」東京の数値とする。

午前活動・・・9:00の数値

午後活動・・・12:00の数値

生産活動（個別支援計画に沿って、全フロア各利用者に合った活動に参加します。）

パン・焼き菓子の製造、販売	<ul style="list-style-type: none">・国産小麦を使用した、デポーの商品基準に適應する安心で安全なパン・菓子を製造、販売します。・パン作業に興味のある利用者は、厨房での作業を体験してもらい、参加できる利用者を増員できるように支援します。 <p>また、製造だけではなく材料の買い物や納品などに多くの利用者が関われるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的にチラシやポスターを作成し、販売拡大に努めます。・新作パンを定期的に開発し、販売に変化がつくようにします。・近隣、関係機関の行事や祭などに積極的に参加し、第 2 日曜日はカトリック町田教会で販売します。・町田荘に月一回パンの納品に行き、毎月新作パンを提供します。・スタッフは業務内容を共有、確認事項を遵守し、信頼を得られる製品を継続して提供します。また、業務の効率化が出来るよう努めます。・光熱費高騰の為、オーブンを使用しない商品作りも行います。
広報・チラシ配布	<p><u>広報折り</u></p> <ul style="list-style-type: none">・地の星で作成した広報誌を二つ折りまたは、三つ折りにする作業を行います。広報誌が厚い為、力が必要な折り込む作業もスタッフが付き添うことで、多くの利用者が関われるよう支援します。 <p><u>広報配布</u></p> <ul style="list-style-type: none">・町田市役所や近隣の学校などに配布作業を行います。社会との関わりを増やすだけではなく、施設外での活動に参加することにより、利用者にとって良い刺激になればと考えています。 <p><u>チラシ配布</u></p> <ul style="list-style-type: none">・外部から委託されたチラシやパン販売のお知らせなど、近隣や関係機関に配布、掲示します。
受注作業	<p><u>ショッパー折り</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ポストに投函しやすいように四つ折りにします。また作業が難しい方でも道具を使って折り目を付けるなどスタッフと一緒にいき、多くの利用者が関われるようにします。そしてチラシがある時は、チラシも一緒に折り込みます。 <p><u>ショッパー配布</u></p> <ul style="list-style-type: none">・1,680 部を 11 コースに分け火曜～金曜に配布します。南大谷周辺や総合体育館近辺等、車を使用して配布します。 <p>夏場は体調面などに配慮し、「外活動ガイドライン」に沿って配布します。</p> <p>また、利用者 2～5 名、スタッフ 2～3 名の少人数のグループで配布し安全に努めます。</p>

	<p><u>段ボール組み立て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポー株式会社より下請け作業。コンピューター部品発送用の段ボール製の仕切りの組み立てを行います。毎月 2,000 個を目標に納品できるようにします。 <p>*現在の受注先との良好な関係を維持し、絶えず仕事を任せていただけるよう努めます。昨年度は結束機の不調により受注量に制限がありましたが、本年度は目標値を維持出るようメンテナンスに努めます。また、新たに依頼される仕事に関しては、利用者が関われるか否かを見極めた上、作業として取り入れていきます。</p>
<p>自主制作 作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パン・菓子袋、写真用封筒、切り絵などベロニカ苑独自の作品づくりを継続的に 行いやりがいのある販売に繋げます。 ・昨年好評であった地の星カレンダーの制作にも取り組みます。 ・利用者とスタッフは固定し、週に一度集まり作業を行います。

・ 自立活動

心身の安定を目的とし、自立的な活動（他人から必要以上に干渉されることなく、本人のペースで行う作業）を取り入れます。個別支援計画にも明確に記載して実施します。

例) 編み物、紙ちぎり、折り紙、パズルなど

・ 地域公益活動（美化パトロール）

恩田川沿いを中心にゴミ拾いを行い、地域の清掃活動を実施します。また、地域住民との挨拶を積極的に行い防犯活動としての役割も担っていきます。

・ 小行事

七夕、ハロウィンなど、季節に応じた行事を各フロアで実施します。内容は、利用者の会で決定し、利用者の希望に応じて、おやつ等の購入も視野に入れます。

※ 利用者一人ひとりの個別支援計画に沿った活動を行い、各所属フロアを超えて他フロアでの活動にも参加します。また、各フロアの過密を防ぐためにも、4階食堂側で各フロア合同の交流できる活動（カラオケ等）を企画します。

就労継続支援 B 型

「ベロニカ苑Ⅱ」

基本方針

「社会福祉法人地の星の理念に沿って、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行う」

2023 年度重点目標

- (1) 個別支援計画に基づき、健康・作業面の配慮、取組を行っていく。
- (2) 利用者獲得に向け努力していく。
 - ・各関係機関(養護学校、相談支援事業所等)や法人ホームページ及び広報誌を活用する。
- (3) 障害者雇用を目指す。
- (4) 感染症対策をしっかりと行い、各生産活動等を実施していく。
- (5) 今後の利用者増員を踏まえ、風・タピオラは製造、ベロニカ苑Ⅱは室内作業中心に作業区別を明確にして、活動の場を整備する。

1、生産活動

- (1) 機織り
簡易的な機織り機で作成し、室内作業の一環として取り組む。作品は外部で販売する。
- (2) ジャム作り
現在、保有している材料分を製造後、一度休止をする。
(スタッフ体制が整い次第、再開する)
- (3) お菓子製造
ベロニカ苑Ⅱでの主な作業として位置づけ、タピオラ厨房を菓子製造の厨房とする。製造した菓子は委託や外部販売、ギフト中心で販売する。
毎日製造出来るよう体制を整え、出来る限り利用者に作業ができる場を提供する。
- (4) 店舗
パン販売に合わせ火曜日・金曜日に開店し、閉店日は作業場として使用する。
- (5) 販売活動
販売活動を通して地域との交流を行い、商品 PR を行う。
定期販売として市役所、清風園、不定期に土曜、日曜、祝日に開催される地域のイベント等に参加する。(ただし本部でのテント販売は休止する)
又年賀ハガキ、切手、町田市指定ゴミ袋なども販売していく。売上向上の為、季節のギフト商品を企画、販売を年 2～3 回程度行う。利用者は接客(商品の袋詰め、値札貼り、レジ打ち等)を行う。

(6) 清掃活動

事業所内の清掃作業を細分化し、利用者の清掃作業技術向上を支援する。又、地の星に設置してある自動販売機を定期的に清掃する。

(7) 研修

仕事に向き合う姿勢や社会人としてのマナーを学習するため、社会状況を見つつ施設外研修を行う。工場見学や他の B 型事業所見学などを通して、働くことの意識を養える場を設ける。また、外出や外食の機会を設け、地域の人々との交流や街の中の動きを直に感じられるようにする。

(8) 園芸

土壌改良した畑に昨年度収穫した野菜や新たに育てたい野菜、ハーブを利用者の会で提案してもらい育てていく。春～秋にかけて水やり、雑草取り、収穫を行う。

(9) 創作活動

切り絵カード等、利用者個々の適性を見出し新しい商品を作り出していく。店舗や作業場所に飾る季節に応じた作品を製作する。

(10) 請負作業

今後の工賃向上のために自立して行える請負作業が開拓できるよう努める。

2、日常生活

自己決定・意思決定支援

ミーティングや利用者の会を行い、司会や進め方のプロセス、「想い」を表現し言葉にすることを学習していく。

(1) 作業支援

- ① 自立して作業が出来るよう促す。
- ② 適性を見出し、作業を提供する。
- ③ スキルアップの為に知識を習得出来るよう支援する。

(2) 個別支援計画作成

自立した日常生活を送ることができるよう、丁寧に面談し希望を聴き取り、個別支援計画を作成する。また、6ヶ月毎にモニタリングを行っていく。

(3) 日課や作業能力向上への支援

朝の出勤から作業活動の準備（着替えや手洗い等）、作業終了後の連絡帳記載、掃除等を身に付けていく。販売活動に必要なスキル獲得の為に支援を行う。

(4) 健康維持

健康で暮らすことができるよう年1回の健康診断のほか、細菌検査や歯科衛生士による歯磨き指導を行う。また、必要に応じて看護師の巡回も実施する。感染症対策として換気、水分補給を促していく。体力増進のため朝ミーティングの後、ラジオ体操を行う。

(5) 相談支援

定期的または随時相談ができるよう配慮し、思いが伝えられるよう支援していく。

(6) 定着支援(アフターケア)

一般就職されている方に対して職場定着のため会社訪問、関係機関や本人と話す機会を設け必要な相談や支援を行う。

3、防災訓練

毎月1回防災訓練を行い非常時に備える。防災意識を育てるため、避難場所の確認・方法を確認していく。また、防災マニュアルに従い、防災用品の拡充を図っていく。

4、苦情解決

利用者・ご家族からの苦情は、法人の苦情対応規程に沿って受け付け解決していく。
第三者委員との面談も必要に応じて設定する。

5、利用者の会

事業所内での約束事やビジネスマナー、行事の相談、新商品開発、新たな生産活動のアイデア、研修や地域との交流等の様々なテーマを話し合い、利用者の皆さんが主体的に運営に参加できるよう支援する。

6、店舗運営

焼き菓子、機織り、手芸品、野菜、ゴミ袋、飲料等の販売を行う。ギフトや記念セールの際に合わせチラシ配布を行い、販売促進を図る。

7、実習・ボランティアの受け入れ

特別支援学校や障害者支援センターと協力し、出来る限り受け入れを行う。
また一般社会と施設をつなぐボランティアも募集していく。

8、スタッフ研修

スタッフ個々の専門職としての支援技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、リスクマネジメントに関する研修を行う。施設内外の研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組み

9、基本的な日課

時間	内 容	
9：00	出勤	
	身支度、出勤簿	
9：15	朝のミーティング	
	作業打合せ、各種連絡など	*各自日誌（連絡帳） を用意し、毎日記帳 する。
9：30	作業開始	
	（途中 10 分、5 分休憩）	*面談の場合 作業の時間帯
11：45	作業終了 片付け	
11：50	10 分間ストレッチ	
12：15	昼食、休憩	*外出先等は利用者 の会で決めていく。
13：00	午後の作業開始 開始時にラジオ体操	
	（途中 10 分、5 分休憩）	
15：20	作業終了	
	日誌（連絡帳）記入、水分補給、掃除	
15：40	帰りのミーティング	
16：00	退勤	

共同生活援助

「ひかり」

基本方針

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて支援します。

共同生活住居において入浴、排泄又は食事等の支援、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、安らぎの場所となるよう努力をします。

防災に関しては消防計画、防災マニュアルに基づき行っていきます。定期的に避難訓練を実施し、利用者、スタッフ共に緊急時に適切な避難を行えるよう訓練を重ねていきます。

また、感染症対策や季節に応じ快適な生活が送れるよう環境を整えます。

ユニット1 ひかり

現在4名の女性入居者が生活しています。(定員4名)

40代～70代と幅広い年代の方が入居されているので、それぞれのニーズに合わせた支援を行っていきます。栄養士の献立によるバランスのとれた食事や健康チェックを欠かさず、ゆったり過ごせる日常生活を提供します。高齢化に伴う食事や健康の変化については栄養士、看護師に随時相談していきます。

地域の一員として、無理のない範囲で掃除当番やイベントなどに参加し、生きがいのある社会生活が送れるよう支援します。年末年始などではできるだけ、豊かな気持ちで過ごすことができるよう配慮していきます。

また、高齢化に伴う生活の変化に対応できるようケアマネジャーと連携していきます。

ユニット2 ひかり神社前(通称神社前)

現在、男性6名、女性4名、計10名の入居者が生活しています。(定員10名)

入居者は個々の特性や家庭等の環境も大きく違うので、その状況に合わせた支援を行います。第2の家庭として、安心してくつろぐ事ができるような生活空間を提供していきます。栄養士の献立による食事を朝夕提供し、休日の昼食は買い弁当など選択自由とします。

利用者の皆さんが一番大切に思っているご家族、後見人等と連携し、それぞれの状況に応じて帰省や面会を行っていきます。また、一人の社会人として休日が充実したものとなるよう支援します。ご家族、後見人等の方には毎月生活状況をご報告し、ご意見を伺ってまいります。ご希望のある方には訪問診療を導入いたします。

ユニット3 つばさ

現在、4名の男性入居者が生活しています。(定員4名)

入居者(20代～50代)の年齢層は幅広く、若く行動的な方や身体的に不自由な方が生活されています。それぞれの楽しみ、趣味等を大切にしながら、安全で落ち着いた生活が送れる支援を行っていきます。朝夕は栄養士献立の食事を提供します。

休日はヘルパー外出や帰省等を個々が楽しめ、また、ゆっくり過ごすことができるよう配慮していきます。地域の一員として相互に協力し合える関係性を目指します。また、月2回の訪問診療により病気の予防、早期治療に努めます。

利用者の会

利用者の意見・希望・要望を傾聴する場として、またそれぞれの利用者の自己主張する力を高めるため、毎月開催します。利用者が主体となって話し合えるよう支援します。

防災マニュアル及び消防計画

各ユニットの特徴に合わせた防災マニュアル、消防計画を作成しています。

防災訓練は各ユニットで毎月行い、防災への意識を高め非常時に備えます。また、地域の防災訓練等にも積極的に参加し、非常時には地域からの応援もいただけるよう働きかけていきます。防災用品の維持管理も行っています。

苦情受付

よりよいサービスを目指し、利用者やご家族からの要望・苦情を受け、法人の「福祉サービスに関する苦情解決制度」を利用しやすいように支援します。

年間の行事

利用者の社会参加を促し、仲間やスタッフとの触れ合いを深めるため、別表のような年間行事を行います。(GH 全体交流会、グループ外出 他)

環境対策

電気・水道などのエネルギーの無駄遣いを減らします。ユニット内の清掃に利用者も関わり自分たちが住みやすくするように環境美化への意識を高めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザやノロウイルス等への対策も実施していきます。

スタッフ会議

情報共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図り、よりよい支援が提供できるよう、定期的に会議を開催します。(月各1回：グループホーム責任者会議、グループホーム会議)

スタッフ研修

スタッフ個々の専門職としての知識や技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、利用者の重度化・高齢化に対応する研修を行います。

施設内や外部で行う研修に積極的に参加、またサポーターズカレッジ（インターネットの動画研修）を利用した研修講座を活用し、自ら必要な知識の習得に取り組みます。

その他

日中活動(施設、会社)との連携を強化し、利用者にとって過ごしやすい環境作りを目指します。

グループホーム 基本的な日課

時間	ユニット1(ひかり)		ユニット2(神社前)		ユニット3(つばさ)	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
6:00	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度
7:00	朝食、片付け	朝食、片付け	朝食、下膳	朝食、下膳	朝食、下膳	朝食、下膳
8:00	出勤	掃除、洗濯、帰省、	出勤	掃除、洗濯、	出勤	掃除、洗濯
10:00	日中活動先へ	外出	日中活動先へ	帰省、外出	日中活動先へ	帰省、外出
12:00	↓	昼食(買い弁当、外食)	↓	昼食(買い弁当、外食)	↓	昼食(買い弁当、外食)
14:00	↓	おやつ	↓	おやつ	↓	おやつ
15:00	↓	おやつ	↓	おやつ	↓	おやつ
16:00	帰宅、検温、お茶	検温、入浴、洗濯	帰宅、検温、お茶	検温 入浴、洗濯	帰宅、検温、お茶	検温 入浴、洗濯
17:00	入浴、洗濯	↓	入浴、洗濯	↓	入浴、洗濯	↓
18:00	夕食、片付け	夕食、片付け	夕食、下膳	夕食、下膳	夕食、下膳	夕食、下膳
19:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間
20:00	お茶	お茶	お茶	お茶	お茶	お茶
21:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間
22:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝
23:00						
0:00						

特定相談支援事業

「地の星なんでも相談室」

1. 事業の目的

社会福祉法人地の星が開設する特定相談支援事業地の星なんでも相談室(以下事業所という)が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害者に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

2. 基本方針

利用者の意思を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係市区町村、保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3. 事業所の所在地

東京都町田市西成瀬三丁目 6 番 14 号

4. 職員体制

管理者(常勤兼務) 1 名

相談支援専門員(常勤兼務) 1 名以上

5. 営業日及び営業時間、サービスの提供

(1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び 12 月 26 日から 1 月 6 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 10 時から午後 3 時までとする。

(3) サービス提供時間 上記営業時間の内、4 時間とする。

6. 事業内容

(1) 基本相談(地域貢献事業)

障害のある方からの相談に応じ、必要な支援を提供する。

(2) 計画相談

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の計画相談支援を行う。モニタリングは原則として居宅等に訪問して実施する。

7. 計画相談新規契約予定数 1名/月

現在、地の星に在籍している利用者のうち、計画相談事業所が確定していない利用者が5名おり、ニーズの聞き取りを行っていく。

日程	2023年4月	2023年5月	2023年6月
契約予定数	2名	2名	1名

8. 計画相談継続支援予定数 6名/月平均

日程	4月 2023年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 2024年	2月	3月
継続支援 予定数	13名	6名	8名	9名	4名	4名	12名	6名	8名	9名	4名	4名

9. 主たる対象者

知的障害者(18歳未満の者を除く)

10. 通常の事業の実施地域

町田市南地域（鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂）

町田市町田地域（原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台1丁目、藤の台2丁目）

町田市鶴川地域（小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川、藤の台3丁目、金井ヶ丘）

11. 苦情解決

事業所は、提供した事業に関する利用者等及びその家族からの苦情には、地の星苦情対応規程に基づき、迅速かつ適切に対応する。

12. 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また地の星虐待防止マニュアルに基づき虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、町田市及び東京都へ報告する。

13. 職員研修

スタッフ個々の専門職としての技能技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止に関する研修を行う。研修は、施設内や外部で行う研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組む。

短期入所

「のぞみ」

グループホーム「ひかり神社前」に併設され、定員は男性1名、女性1名の計2名。
介護を受ける事が一時的に困難になった利用者の状況及び環境に応じて、食事、排泄、入浴など、その他必要な支援を行う。

*生活

グループホーム入居者の生活や生活空間を乱すことのないように、また地域住民との共生社会の形成を目指した支援を行っていく。

*利用申込み

利用月の2ヶ月前からとし、以後空き状況に応じて受け付ける。
緊急時の相談にも応じていく。

*利用率の向上に向けて

- ・空き状況を適時メールにて送信する。
- ・契約済みながら利用されていない方へ、個別に情報の発信や相談の受付をしていく。

*感染症への対応

- ・感染症対策として、食事は居室で提供する。
- ・利用者退所後、居室の消毒を実施する。
- ・契約者家族が感染で入院等をし、利用者の日常生活の支援が困難になった場合短期入所の受入れをする。

地域生活支援事業

「こだま」

【こだま】

活動時間外でケアが必要となった場合のタイムケア及び宿泊ケアに対応し、活動場所は地の星館内とする。

利用申込みは3日前までの申込みとしているが、状況により柔軟に対応する。

「居宅介護支援事業及び行動援護 準備室」

1, 居宅介護支援事業及び行動援護を開設する目的

- ・障害等がある方の通院や余暇活動を行うにあたり、年々ガイドヘルパーを利用する方が増加している。しかし現存の町田市及び近隣市の移動支援事業だけでは、そのニーズの多様化に対応が出来ない状況がある。そのため障害福祉に特化している地の星が移動支援事業を立ち上げることで、今まで利用が難しかった利用者の受け皿になり、社会生活の充実を図る。

2, 準備室立ち上げまでの見通し

- ・2022年度から情報収集等を行い、準備室の立ち上げを計画していたが、スタッフの補充ができず計画を進めることが出来なかった。
そのためスタッフが充足した後、準備室の開設を延期する。